

◎佐賀県条例第33号

佐賀県県税条例の一部を改正する条例

佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則 （県民税における中小法人等に対する不均一課税）</p> <p>第14条 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第30条第5項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のものに対する前条に規定する期間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、同条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>4分の0.8</u>を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2～6 略 （自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p>第18条の8 略</p> <p>2 自家用の乗用車に対する第111条の3第2項（同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。 （東日本大震災からの復興に関し県が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る個人の県民税の税率の特例）</p>	<p>附 則 （県民税における中小法人等に対する不均一課税）</p> <p>第14条 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第30条第5項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のものに対する前条に規定する期間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、同条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>1.8分の0.8</u>を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2～6 略 （自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p>第18条の8 略</p> <p>2 自家用の乗用車に対する第111条の3第2項（同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。 （東日本大震災からの復興に関し県が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る個人の県民税の税率の特例）</p>

改正前	改正後
<p>第27条 略</p>	<p>第27条 略 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p>第28条 個人の県民税の所得割の納税義務者が、<u>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄（次項において「払戻請求権放棄」という。）を同項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に放棄払戻請求権相当額の第34条の2第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、個人の県民税に関する規定を適用する。</u></p> <p>2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、<u>同項の納税義務者がその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第34条の2各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が20万円を超える場合には、20万円）をいう。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p>第29条 個人の県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき<u>新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の6第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の</u></p>

改正前	改正後			
	<p>取得に対する不動産取得税の減額等の特例)</p> <p>第30条 第63条の2第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第66条の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を施行令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかったことにつき施行規則附則第28条第1項の規定により証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第66条の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第64条第1項及び第66条の2第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 1157 2018 1374"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 1157 1375 1374">第64条第1項</td> <td data-bbox="1375 1157 1550 1374">1年6月以内、同項第2号</td> <td data-bbox="1550 1157 2018 1374">当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第66条の2第1項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後6月以内の日まで、前条第</td> </tr> </tbody> </table>	第64条第1項	1年6月以内、同項第2号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第66条の2第1項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後6月以内の日まで、前条第
第64条第1項	1年6月以内、同項第2号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第66条の2第1項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後6月以内の日まで、前条第		

改正前	改正後		
			3項第2号 から当該土地の上にある耐震基準 不適合既存住宅の耐震改修の日後 6月以内の日まで
	第66条の2第 2項	6月以内	同項の耐震改修の日後6月以内の 日まで

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第27条の次に3条を加える改正規定（附則第28条及び第29条に係る部分に限る。）及び附則第3条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の佐賀県県税条例（以下「新条例」という。）附則第14条の規定は、令和元年10月1日から適用する。

(法人の県民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、前条第2項に規定する日（以下「適用日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び適用日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、適用日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び適用日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(個人の県民税に関する経過措置)

第3条 個人の県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和2年2月1日から同年10月31日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して入場料払戻請求権の行使をした日から令和3年1月31日までの期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、新条例附則第28条の規定を適用することができる。